

四半期報告書

(第21期第1四半期)

自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

(E05206)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 仕入、販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	6
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) ライツプランの内容	20
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	21

2 株価の推移	21
---------	----

3 役員の状況	21
---------	----

第5 経理の状況	22
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	26

2 その他	35
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	36
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 光紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区大京町24番地
【電話番号】	03-5363-7340(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 原山 直子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区大京町24番地
【電話番号】	03-5363-7340(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 原山 直子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第21期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第20期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高(千円)	7,988,447	8,832,644	32,648,558
経常利益(千円)	217,745	265,906	1,024,124
四半期(当期)純利益(千円)	65,784	127,365	545,771
純資産額(千円)	5,660,724	6,083,590	6,079,825
総資産額(千円)	11,915,479	12,145,379	12,371,495
1株当たり純資産額(円)	40,864.26	44,589.45	44,606.39
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	518.49	1,012.63	4,333.90
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	504.70	985.80	4,217.38
自己資本比率(%)	43.0	46.2	45.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	209,898	△70,062	1,195,910
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△60,736	354	△58,237
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△54,801	△394,499	△280,863
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	4,813,408	5,111,650	5,575,858
従業員数(人)	614	621	621

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。当該内容につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	621
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	46
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数を表示しております。

第2【事業の状況】

1【仕入、販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。このため、前年同四半期比較については、前年同四半期連結会計期間分を組み替えて行っております。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同四半期比（%）
ネット広告事業	6,334,175	14.0
テクノロジー事業	36,329	18.6
コンテンツ事業	195,723	△13.9
DM事業	483,697	4.7
その他の事業	137,598	7.8
合計	7,187,524	12.2

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。このため、前年同四半期比較については、前年同四半期連結会計期間分を組み替えて行っております。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同四半期比（%）
ネット広告事業	7,489,373	13.7
テクノロジー事業	161,574	9.3
コンテンツ事業	311,380	△21.2
DM事業	571,462	3.1
その他の事業	298,702	△2.3
調整額（注）4	150	—
合計	8,832,644	10.6

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、全体の10%を超える相手先がないため記載しておりません。
4 主に非連結子会社からの経営指導料であります。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間の当社グループの経営成績は、主力のネット広告事業が好調に推移したことから、売上高は8,832百万円（前年同期比10.6%増）、営業利益は275百万円（前年同期比10.8%増）となりました。

また、営業利益の増加に加え、営業外費用が前年同期に比べて減少したこと等により、経常利益は265百万円（前年同期比22.1%増）、四半期純利益は127百万円（前年同期比93.6%増）となりました。

セグメント別の業績は、次の通りであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

下記のセグメント別業績説明のうち、「テクノロジー事業」と「コンテンツ事業」の前年同期比較については、新たなセグメント区分に組み替えた前年同期実績をもとに算出しております。

① ネット広告事業

景況感の改善等によりインターネット広告市場が拡大基調にある中、当社グループでは更なるシェア向上を図るべく積極的な営業活動を展開し、モバイル広告をはじめとする成長分野を中心に業容を拡大させました。また、競争力強化のための人材獲得にも積極的に取り組みました。これらの結果、売上高は7,496百万円（前年同期比13.6%増）、営業利益は285百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

② テクノロジー事業

従来のメール配信ASPから注力分野であるCRM（顧客管理）サービスへの転換が進むとともに、付帯サービスも含めた大型案件が増加したことで顧客単価も上昇いたしました。一方で、販促活動等の先行投資により費用が増加いたしました。これらの結果、売上高は174百万円（前年同期比7.7%増）、営業利益は30百万円（前年同期比6.6%減）となりました。

③ コンテンツ事業

前期の第4四半期より開始した電子書籍を中心とするスマートフォン向けコンテンツが好調に推移したものの、従来型携帯電話向けの既存コンテンツは縮小傾向が続きました。その結果、売上高は311百万円（前年同期比21.2%減）、営業損失は2百万円（前年同期は18百万円の利益）となりました。

④ DM事業

主力のダイレクトメール発送代行が堅調に推移したことから、売上高は577百万円（前年同期比3.5%増）となりました。一方、原価率の上昇や人件費の増加等により、営業利益は37百万円（前年同期比23.8%減）となりました。

⑤ その他の事業

コマース事業が堅調に推移し、売上高は299百万円（前年同期比2.0%減）、営業利益は9百万円（前年同期は5百万円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、受取手形及び売掛金が305百万円増加したものの、現金及び預金が464百万円減少したこと等により、前期末に比べて226百万円減少し、12,145百万円となりました。

負債については、買掛金が72百万円増加したものの、短期借入金及び未払法人税等が121百万円減少したこと等により、前期末に比べて229百万円減少し、6,061百万円となりました。

純資産については、配当金の支払いにより125百万円減少したものの、四半期純利益の計上127百万円等により、前期末に比べて3百万円増加し、6,083百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における「現金及び現金同等物」（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べて464百万円減少し、当第1四半期連結累計期間末の資金残高は5,111百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は70百万円（前年同期は209百万円の獲得）となりました。

これは、税金等調整前四半期純利益238百万円の計上及び未払金の増加135百万円があったものの、売上債権の増加305百万円及び法人税等の支払170百万円等が発生したことが主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において投資活動の結果獲得した資金は0.3百万円（前年同期は60百万円の使用）となりました。

これは、子会社株式の売却による収入15百万円があったものの、有形固定資産の取得による支出10百万円及び無形固定資産の取得による支出3百万円等が発生したことが主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は394百万円（前年同期は54百万円の使用）となりました。

これは、短期借入金の減少190百万円、長期借入金の返済による支出66百万円及び配当金の支払125百万円等が発生したことが主な要因であります。

(4) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に、重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,080
計	370,080

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	134,700	134,700	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)2
計	134,700	134,700	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成15年12月18日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	693	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,386	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	151,500	
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	151,500
	資本組入額	75,750
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

- 2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

- (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成15年12月18日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	990
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,980
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日から 平成45年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成44年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成16年12月16日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,137
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,274
新株予約権の行使時の払込金額(円)	187,425
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成24年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 187,425 資本組入額 93,713
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成16年12月16日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成17年3月16日から 平成46年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）又は監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成45年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

- (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成17年12月20日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,362
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,362
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 240,000 資本組入額 120,000
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または 当社の関連会社の取締役または従業員の何れかの地位を 有することを要する。ただし、新株予約権者が退任また は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締 役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使す ることができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行 使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結す る「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

株主総会の特別決議（平成17年12月20日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	490
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	490
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から 平成47年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、平成46年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成47年1月1日から権利を行使することができるものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ② 会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。
取締役会決議(平成19年1月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	65
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 146,227 資本組入額 146,227
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、 当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成20年2月1日より前に任期満了 により退任した場合、上記①にかかわらず、平成20年2 月1日から平成21年1月31日までに限り新株予約権を行 使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使 することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満 の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人 による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結す る「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が所有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定します。
- ① 新株予約権者が、上記（6）で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成20年1月17日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	92
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成21年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 160,510 資本組入額 80,255
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成21年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成21年2月1日から平成22年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。

2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定する。
- ① 新株予約権者が、上記(6)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

株主総会の特別決議(平成20年12月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)		797
新株予約権のうち自己新株予約権の数		—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)		797
新株予約権の行使時の払込金額(円)		82,715
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 資本組入額	105,943 52,972
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	

(注) 1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会決議（平成21年1月15日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	197
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	197
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成22年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 60,890 資本組入額 30,445
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成22年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成22年2月1日から平成23年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～平成 22年12月31日	—	134,700	—	2,006,256	—	2,428,082

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,923	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 125,777	125,777	同上
発行済株式総数	134,700	—	—
総株主の議決権	—	125,777	—

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱セプテーニ・ホールディングス	東京都新宿区大京町24番地	8,923	—	8,923	6.62
計	—	8,923	—	8,923	6.62

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月
最高(円)	44,300	49,450	56,500
最低(円)	36,100	36,550	45,400

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日以後は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,111,650	5,575,858
受取手形及び売掛金	4,396,206	4,090,824
商品	44,282	40,783
仕掛品	18,756	29,237
貯蔵品	6,595	7,861
その他	448,412	437,150
貸倒引当金	△5,455	△5,505
流動資産合計	10,020,448	10,176,209
固定資産		
有形固定資産	*1 166,884	*1 172,040
無形固定資産		
のれん	236,589	248,858
その他	169,412	179,475
無形固定資産合計	406,001	428,333
投資その他の資産		
投資有価証券	1,057,297	1,069,861
その他	659,380	689,681
貸倒引当金	△164,631	△164,631
投資その他の資産合計	1,552,045	1,594,911
固定資産合計	2,124,931	2,195,286
資産合計	12,145,379	12,371,495

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,881,135	3,808,991
短期借入金	860,003	1,051,002
1年内返済予定の長期借入金	213,300	253,350
リース債務	30,234	29,985
未払法人税等	63,144	184,772
賞与引当金	104,946	189,033
返品調整引当金	1,084	1,000
事業損失引当金	—	8,262
その他	755,309	563,889
流動負債合計	5,909,158	6,090,286
固定負債		
長期借入金	—	26,100
リース債務	91,252	98,905
その他	61,378	76,378
固定負債合計	152,630	201,383
負債合計	6,061,788	6,291,670
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,006,256	2,006,256
資本剰余金	3,107,190	3,107,190
利益剰余金	994,518	992,929
自己株式	△485,011	△485,011
株主資本合計	5,622,953	5,621,364
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△14,625	△10,906
評価・換算差額等合計	△14,625	△10,906
新株予約権	53,521	56,274
少数株主持分	421,742	413,092
純資産合計	6,083,590	6,079,825
負債純資産合計	12,145,379	12,371,495

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	7,988,447	8,832,644
売上原価	6,395,855	7,180,630
売上総利益	1,592,591	1,652,013
返品調整引当金戻入額	1,177	1,000
返品調整引当金繰入額	1,335	1,084
差引売上総利益	1,592,433	1,651,930
販売費及び一般管理費	※1 1,343,712	※1 1,376,291
営業利益	248,720	275,638
営業外収益		
受取利息	158	98
受取配当金	152	—
投資有価証券評価益	5,013	—
その他	3,811	4,170
営業外収益合計	9,135	4,268
営業外費用		
支払利息	—	3,589
株式上場関連費用	—	4,090
持分法による投資損失	29,675	5,521
その他	10,434	800
営業外費用合計	40,110	14,001
経常利益	217,745	265,906
特別利益		
固定資産売却益	805	—
事務所移転費用引当金戻入	870	—
持分変動利益	—	6,084
その他	408	1,188
特別利益合計	2,083	7,272
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	32,054
投資有価証券評価損	21,439	—
その他	1,907	2,681
特別損失合計	23,346	34,736
税金等調整前四半期純利益	196,482	238,442
法人税、住民税及び事業税	78,318	70,044
法人税等調整額	44,463	42,532
法人税等合計	122,782	112,577
少数株主損益調整前四半期純利益	—	125,865
少数株主利益又は少数株主損失(△)	7,915	△1,499
四半期純利益	65,784	127,365

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	196,482	238,442
減価償却費	21,674	17,781
減損損失	1,907	—
のれん償却額	20,185	12,269
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	17	△50
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△63,776	△84,086
事業損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△8,262
投資有価証券評価損益 (△は益)	16,426	1,345
持分変動損益 (△は益)	—	△6,084
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	32,054
受取利息及び受取配当金	△311	△98
支払利息	4,298	3,589
持分法による投資損益 (△は益)	29,675	5,521
有形固定資産売却損益 (△は益)	△805	—
売上債権の増減額 (△は増加)	48,823	△305,382
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,357	8,248
仕入債務の増減額 (△は減少)	△55,180	81,409
未払金の増減額 (△は減少)	—	135,176
株式報酬費用	11,054	2,532
その他	51,968	△31,740
小計	279,084	102,668
利息及び配当金の受取額	325	98
利息の支払額	△4,298	△2,809
法人税等の支払額	△65,213	△170,020
営業活動によるキャッシュ・フロー	209,898	△70,062
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,197	△10,440
有形固定資産の売却による収入	805	—
無形固定資産の取得による支出	△15,955	△3,662
投資有価証券の取得による支出	△29,295	—
子会社株式の売却による収入	—	15,874
子会社株式の取得による支出	△12,489	—
貸付金の増減額 (△は増加)	513	320
その他	3,882	△1,736
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,736	354
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	195,001	△190,999
長期借入金の返済による支出	△68,025	△66,150
リース債務の返済による支出	—	△7,653
自己株式の取得による支出	△66,918	—
配当金の支払額	△114,812	△125,777
少数株主への配当金の支払額	—	△3,920
その他	△46	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△54,801	△394,499
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	94,360	△464,207
現金及び現金同等物の期首残高	4,719,048	5,575,858
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,813,408	※1 5,111,650

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、建物等の賃貸借契約に係る原状回復義務については、資産計上された敷金のうち回収が見込めない金額を合理的に見積り、そのうち過年度及び当第1四半期連結会計期間に帰属する金額を損失及び費用に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ2,341千円減少し、税金等調整前四半期純利益は34,395千円減少しております。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>2. 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」は4,298千円であります。</p> <p>3. 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式上場関連費用」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「株式上場関連費用」は4,420千円であります。</p> <p>4. 前第1四半期連結累計期間において、独立掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当第1四半期連結累計期間は1,181千円)については、金額的に重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>1. 前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未払金の増減額(△は減少)」は金額的に重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未払金の増減額(△は減少)」は110,687千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっています。
2. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、一部の子会社について、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法、あるいは、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化があると認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 268,600千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 257,263千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 96,097千円	役員報酬 110,034千円
給与手当 586,124千円	給与手当 585,334千円
賞与引当金繰入額 76,538千円	賞与引当金繰入額 99,765千円
地代家賃 100,982千円	地代家賃 98,834千円
貸倒引当金繰入額 17千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 4,813,408	現金及び預金勘定 5,111,650
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —
現金及び現金同等物 4,813,408	現金及び現金同等物 5,111,650

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	134,700

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,923

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予 約権	—	—	51,317
連結子会社		—	—	2,203
合計			—	53,521

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月29日 取締役会	普通株式	125,777	1,000	平成22年9月30日	平成22年12月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結累計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

(単位：千円)

	ネット 広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,585,654	542,883	554,266	305,642	7,988,447	—	7,988,447
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	12,983	14,102	3,239	—	30,325	(30,325)	—
計	6,598,638	556,985	557,506	305,642	8,018,773	(30,325)	7,988,447
営業利益又は営業損失(△)	263,334	39,130	48,612	△5,631	345,446	(96,725)	248,720

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する事業の内容

事業区分	事業内容
ネット広告事業	インターネット広告代理、アドネットワーク、モバイルメディアレップ
インターネット関連事業	モバイルサービス（メディア運営・コンテンツサービス）、テクノロジー（メール配信ASP、システムインテグレーション）
DM事業	ダイレクトメール等販促物の発送代行業
その他の事業	コマース事業、各種新規事業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、市場の類似性等を考慮して報告セグメントを区分しており、「ネット広告事業」「テクノロジー事業」「コンテンツ事業」「DM事業」及び「その他の事業」の5つを報告セグメントとしております。なお、各報告セグメントの事業内容は以下の通りであります。

事業区分	事業内容
ネット広告事業	インターネット広告代理、アドネットワーク、モバイルメディアレップ
テクノロジー事業	メール配信ASP、CRMサービス、システムインテグレーション
コンテンツ事業	モバイルコンテンツの提供
DM事業	ダイレクトメール等販促物の発送代行事業
その他の事業	コマース事業、各種新規事業

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ネット広告 事業	テクノロジー 事業	コンテンツ 事業	DM事業	その他の 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上 高	7,489,373	161,574	311,380	571,462	298,702	8,832,493	150	8,832,644
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	7,249	12,816	—	5,565	696	26,327	(26,327)	—
計	7,496,623	174,391	311,380	577,028	299,398	8,858,821	(26,176)	8,832,644
セグメント利益又 はセグメント損失 (△)	285,345	30,520	△2,667	37,027	9,696	359,922	(84,283)	275,638

(注) 1 セグメント利益の調整額△84,283千円には、セグメント間取引消去3,876千円及び各報告セグメントに配分していない全社収益150千円及び全社費用△88,310千円が含まれております。全社収益は、主に非連結子会社からの経営指導料であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

なお、本基準に基づき前第1四半期連結累計期間の事業の種類別セグメント情報を組み替えた場合における報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下の通りであります。

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ネット広告 事業	テクノロジー 事業	コンテンツ 事業	DM事業	その他の 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上 高	6,585,654	147,799	395,083	554,266	305,642	7,988,447	—	7,988,447
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	12,983	14,102	—	3,239	—	30,325	(30,325)	—
計	6,598,638	161,902	395,083	557,506	305,642	8,018,773	(30,325)	7,988,447
セグメント利益又 はセグメント損失 (△)	263,334	32,692	18,416	48,612	△5,631	357,424	(108,704)	248,720

(注) 1 セグメント利益の調整額△108,704千円は、セグメント間取引消去△383千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△108,320千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. ストックオプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 2,532千円
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	44,589.45円	1株当たり純資産額	44,606.39円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	518.49円	1株当たり四半期純利益金額	1,012.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	504.70円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	985.80円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	65,784	127,365
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	65,784	127,365
期中平均株式数(株)	126,877.33	125,777.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,466.33	3,423.46
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載をしておりません。

2 【その他】

当社は、平成22年11月29日の取締役会において剰余金の配当を決議しております。

配当金の総額及び1株当たりの金額は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（株主資本等関係）」に記載の通りであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」（注）3事業区分の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間よりセグメント情報の事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に基づき記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田代 清和 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に基づき記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。